

令和 4 年度
事業計画書

令和4年6月

一般社団法人 全国建設業協会

目 次

ま え が き.....	1
1. 公共事業の安定的・持続的な予算確保とその円滑な施工.....	2
2. 処遇改善と働き方改革.....	3
3. 地域建設業の経営基盤強化に向けた取組.....	10
4. 建設業における社会的責任への取組.....	14
5. 戦略的広報の推進.....	16
6. その他事業・行事の開催.....	17

まえがき

一年の延期を経て昨夏に開催された「東京2020オリンピック・パラリンピック大会」の閉幕以降、新型コロナウイルス感染状況は、ワクチン接種などの様々な対策が功を奏して一時的に落ち着き、経済活動の再開が一旦は進んだものの、感染力の強い新たな変異株により再び感染が広がり、経済活動はもとより社会の幅広い分野において深刻な影響が生じている。また、2月に始まったロシアのウクライナ侵攻により緊迫化する国際情勢は、我が国を含む世界の政治経済に深刻な影響を与えている。

一方、近年は気候変動の影響等により大規模な自然災害が頻発し、昨年7月に静岡県熱海市で土砂災害が発生したほか、8月の大雨や今冬の豪雪等により多くの人命や貴重な財産が失われた。このような大規模災害に屈しない強靱な国土づくりを目的として、政府は昨年度より「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に取り組んでいるが、これを実行部隊として担うのは主に地域建設業である。

地域建設業は、国民生活や社会経済活動を支え、人々が安全・安心に暮らせる社会基盤づくりの主役を担う産業として、地域の雇用や経済活動を支えるとともに、一旦災害が発生した際は、その最前線で対応に当たる「地域の守り手」として、極めて重要な社会的役割を長年にわたり果たしてきた。

長期化するコロナ禍等により低迷する経済活動を活性化するためには、5か年加速化対策と併せて、人々が豊かで持続可能な生活を営むために必要な社会資本の整備を着実に推進し、建設投資による内需の拡大と雇用の創出を図ることが不可欠である。

このような中で、全国建設業協会（以下「全建」という。）は、公共工事の円滑な施工への取組の強化や、働き方改革の推進、エッセンシャルワーカーとして事業を継続していくための経営基盤の強化など、克服すべき課題の解決に向け、以下のとおり令和4年度の事業計画を策定し、地域建設業の発展のため各都道府県建設業協会との強い連携の下、事業活動を展開することとする。

1. 公共事業の安定的・持続的な予算確保とその円滑な施工

(1) 公共事業予算の安定的・持続的な確保と国土強靱化の推進

政府は、令和3年度補正予算で約2兆円の公共事業費を計上し、また、令和4年度の当初予算では前年とほぼ同額の6兆575億円を確保した。

全建としては、強靱な国土づくりと地域経済の活性化、地方創生のための社会資本整備を着実に推進し、大規模災害から国民の生命と財産を守り、国民が安全に安心して暮らせるよう、引き続き、各都道府県建設業協会と連携し、あらゆる機会を捉えて政府・関係機関に、公共事業予算の安定的・持続的な確保について提言・要望を行う。

また、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策について、当初予算における別枠での確保を求めるとともに、5か年後の更なる加速化、深化等を見据え、必要に応じて適宜要望・提言を行う。

加えて景気の動向等、地域建設業界の状況を踏まえ、追加的予算措置の要望に関しても適切な対応を行う。

(2) 公共事業の円滑な施工

今年度は、昨年12月の補正予算と今年度の当初予算とを合わせて「16ヵ月予算」として約8兆600億円の公共事業関係予算が確保されることになり、今後これらの公共事業を本格的に執行することになる。

その円滑な執行は、防災・減災、国土強靱化の推進、コロナ禍で落ち込んだ日本経済の早期回復、政府が掲げる「成長と分配の好循環」の実現のため必要不可欠である。

このため、全建では、47都道府県建設業協会と連携し、地域ごとに受

発注者間の意思疎通の緊密化を促し、不要な不調・不落の発生を防止する等、公共事業の円滑な施工の推進に取り組む。

また、補正予算で複数年にまたがる事業を可能とするために新たに設定される「事業加速円滑化国債」を活用した事業の執行についても、的確に対応していく。

(3) 地域懇談会・ブロック会議等の開催と提言活動の推進

地域建設業界が抱える諸問題や国土交通省の政策課題等について官民一体となってその解決に向けた取組を進めるため、全国9ブロックにおいて「地域懇談会・ブロック会議」を開催し、地域の実情を踏まえ、積極的な意見交換を行うとともに、その議論を踏まえ政府・関係機関に提言・要望を行う。

また、各ブロック等との意見交換を基に、地域懇談会・ブロック会議をより充実した会議とするため、進め方、内容等について引き続き検討を行う。

2. 処遇改善と働き方改革

(1) 建設技能者等の処遇改善に向けた取組の推進

建設技能者等の賃金引上げ等を通じた処遇改善に向けた以下の取組を推進する。また、その取組の実施状況、課題等を把握するため、フォローアップ調査を実施する。

① 建設技能者等の賃上げへの取組

全建では、昨年3月の国土交通省と建設業4団体との意見交換会における申し合わせに基づき、昨年度は設計労務単価のアップ分(1.2%)を上回る概ね2%以上の建設技能者の賃金引上げを目標に取り組んできた。その結果、令和4年2月の設計労務単価改定は全国平均2.5%(主要12職種3%)のアップとなった。これを受け、引き続き賃上げ、設計労務単価の上昇、適正利潤の確保、更なる賃上げの好循環を続けるため、本年2月の同意見交換会で申し合わせた概ね3%の賃上げを目指し、会員企業の建設技能者の賃上げ、下請契約での反映等の取組を進める。

また、現場技術者その他の従事者の賃金の引上げのため、積算基準における現場管理費等の引上げについて提言・要望を行う。

さらに、賃上げの阻害要因となりかねないダンピングの防止に向け、市町村等への最低制限価格等の適切な設定の徹底を図るとともに、同価格等における上限枠及び現場管理費等の算入率の引上げについても提言・要望を行う。

賃上げ実施企業を総合評価で加点する新方式について調査・分析し、必要に応じて関係機関に提言・要望を行う。

また、「建設業社会保険推進・処遇改善協議会」を改組した「建設キャリアアップ処遇改善推進協議会」への参画を通じ、標準見積書の活用による法定福利費及び労務費の確保について情報提供を行うとともに、下請企業からの法定福利費や労務費が内訳明示された標準見積書の提出等による適正な負担に努める。

② 建設キャリアアップシステムの普及促進の取組

建設キャリアアップシステムについては、「建設キャリアアップシステム運営協議会」、「CCUS評価制度懇談会」、「都道府県CCUS官民連絡協議会（仮称）」や「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」への参画等を通じ、各都道府県建設業協会と連携してその普及促進に取り組むとともに、技能者のその技能と経験に応じた適正な評価の実施等の制度の改善、キャリアアップに応じた労務単価の引上げ等といったメリットの実現や利用する事業者・技能者への支援措置等について提言・要望を行う。

また、建設キャリアアップシステムの普及促進には地域ぐるみでの積極的な取組が必要であることから、令和3年度から取り組んでいる「地域ぐるみCCUS普及促進プロジェクト」を継続し、取組内容の深化を図るとともに、登録協会数の増加と、その取組内容の水平展開を図る。

昨年度から建設業退職金共済制度に係る電子申請システムが本格運用されたことから、これと建設キャリアアップシステムとの一層の連携促進を図るとともに、国交省ポータルサイト「建設キャリアアップシステムコーナー」への都道府県建設業協会の情報の掲載促進を図る。

さらに、令和4年度新設の「人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等普及促進コース）」（厚生労働省）の周知・活用促進を図る。

③ 社会保険加入の徹底等

社会保険加入の徹底を通じ、下請企業を社会保険加入企業に限定するなどの社会保険加入促進のための運動・取組の周知徹底を図る。

また、「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」の下に設置される「建設業一人親方問題に関する検討会」に参画し、意見・要望を提出するとともに、一人親方問題に関するリーフレットの周知、一人親方問題を盛り込んだ「社会保険加入に関する下請指導ガイドライン」の周知を行う。

(2) 働き方改革等の着実な進展に向けた取組の推進

建設業における時間外労働の罰則付き上限規制の適用を2年後に控え、今後の働き方改革の一層の促進に向けた以下の取組を推進する。また、その取組の実施状況、課題等を把握するため、フォローアップ調査を実施する。

さらに、先進企業の好事例や地域建設業の魅力ある職場について、全建ジャーナルやWEB等で幅広く情報発信して会員企業への水平展開を図るとともに、建設業の将来を担う若者に対し、休みがとれる・残業がない(少ない)、女性が活躍できる職場づくりのメッセージを発信する。

① 「目指せ週休2日+360時間(2+360 ツープラスサンロクマル)運動」の推進

令和3年度から取り組んでいる「目指せ週休2日+360時間(2+360 ツープラスサンロクマル)運動」に引き続き取り組む。

「目指せ週休2日運動」の一環として、会員企業において週休2日(4週8休)を実現している企業に関する情報の発信、事例集の作成・周知、週休2日実現マークの普及活用事例の収集などを行い、会員企業に対し情報提供を行う。

「目指せ 360 時間運動」については、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成 20 年厚生労働省告示、平成 29 年 9 月一部改正）の周知徹底を図るとともに、2 + 360 運動リーフレットの周知、時間外労働削減の好事例の収集・周知、労働時間の適正把握に関する自己診断チェックシートの作成・周知を行う。

なお、労働時間の短縮を図り職場環境を改善していくためには、生産性の向上による業務の効率化が不可欠であり、建設業における ICT 技術の活用や i-Construction、テレワーク等の施策に関する最新の情報や会員企業における好事例の収集を図り、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供する。

② 外国人就労への対応

国内外における特定技能外国人の試験及び求職情報について、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供する。

また、特定技能外国人等の適正な就労に向けた課題・改善点等を調査し、地域の実情に合った運用がなされるよう必要な提言・要望を行う。

さらに、令和 4 年度から実施される特定分野の特定技能に係る業務区分の再編等に関する周知を行うことにより、会員企業において特定技能外国人の活用が円滑に進められるよう取り組む。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で発生する外国人労働者の就労上の課題、これへの関係機関の対応状況等について、情報収集・提供とともに、必要な要望を行う。

③ 女性の定着促進に向けた環境整備

全建が令和2年3月に策定した「地域建設業における女性の定着促進に向けたロードマップ」（計画期間令和2～6年の5年間）の各都道府県建設業協会及び会員企業への周知を図るとともに、当該ロードマップで定めた目標の達成に向けた取組を行う。このため、女性部会未設置の都道府県建設業協会に対し、引き続き女性部会の設置に向けた取組を促すとともに、既設置協会の取組状況の把握と把握した情報の水平展開を図る。

さらに都道府県建設業協会、会員企業における女性の定着促進への取組の優れた事例を「建設業社会貢献活動推進月間中央行事」において表彰する。

④ 高齢者の更なる活躍に向けた環境整備

令和3年4月に施行された改正高年齢者雇用安定法を踏まえ、高齢者の更なる活躍に向け、短時間勤務等の雇用形態の多様化をはじめとする雇用管理制度の改善などの取組について、会員企業の状況等の調査を通じ、好事例の収集を図り、水平展開する。

(3) 労働災害防止対策の推進

① 墜落・転落災害等の防止と建設職人基本計画の見直しへの対応

第13次労働災害防止計画において建設業の最重要課題とされた墜落・転落災害防止のため、「墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドライン」（厚生労働省通知）に基づく安全な使用の徹底を図るとともに、令和4年度新設の中小企業の労働災害防止に資する「高度な安全機

械等の導入支援（仮称）補助金」（厚生労働省）の周知・活用促進を図る。

また、現場技術者を対象にした労働安全を中心とした研修会を活用し、同ガイドラインや法令改正の周知徹底及びリスクアセスメントの実施による同種災害の防止や安全意識の向上及び衛生管理体制の充実を図る。

さらに、建設職人基本法に基づく基本計画の見直し作業に参画し、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、地域建設業界の意見が反映されるよう取り組む。

また、国土交通省が試行的に取り組んでいる安全衛生経費の適切な支払いに関する取組等に関し、会員企業等へ情報提供を行う。

なお、手すり先行工法の義務化を求める動きについては、今後、同基本計画の見直し等で議論されることが予想され、安全経費の別枠計上の議論と併せて、見直し作業への参画等を通じて、建設現場の実態に沿った取扱いとなるよう取り組む。

② 労働安全衛生環境の整備

建設アスベスト訴訟に係る令和3年5月の最高裁判決を踏まえて改正される労働安全衛生規則の周知を図る。

また、化学物質管理に関する規制について、自立的な管理を基本とする仕組みへの見直しを図る改正労働安全衛生規則、改正特定化学物質障害予防規則に係る周知・学習会を開催する。

3. 地域建設業の経営基盤強化に向けた取組

(1) 新・担い手3法の適切な運用への対応

新・担い手3法の適切な運用のため、発注者等における運用状況を調査するとともに、的確な情報収集に努め、国土交通省等関係機関、各都道府県建設業協会及び会員企業に適宜情報提供を行う。

特に、改正品確法について、国はもとより地方公共団体、とりわけ市町村における資機材等の実勢価格を的確に反映した予定価格の設定、適切な設計変更、速やかな繰越手続や債務負担行為の活用による施工時期の平準化の取組など、新たな運用指針の浸透、運用状況に関する調査・分析を行うとともに、改正建設業法に基づき勧告された「工期に関する基準」について、民間工事を含めた運用実態の把握に努め、これらを踏まえて関係機関に対する具体的な提言・要望を行う。

加えて、ダンピング受注の排除を図るため、地方公共団体における最低制限価格制度・低入札価格調査制度の運用状況を調査し、同制度が未設定又は全国基準（公契連モデル）より低位にある市町村に対し基準設定・引上げに向けた働きかけを行うとともに、公契連モデルの上限枠の引上げや計算式の見直しについて政府・関係機関に対し提言・要望する。

また、現在、国土交通省が検討を進めている適正な施工確保のための技術者制度の見直しについて、議論の動向を注視し、必要に応じ適宜提言・要望を行うとともに、各都道府県建設業協会・会員企業に情報提供する。

(2) 建設生産システムの高度化に向けた取組

① 建設生産システム・入札契約制度に関する諸問題への対応

各都道府県建設業協会及び会員企業と意見交換を行い、適正利潤の確保、働き方改革の推進、地域建設業が持続的に活躍でき、適切に評価される入札・契約方式への改善、新技術活用による品質管理の合理化など、建設生産システムに関する様々な課題やその改善策を把握・整理する。

これらを踏まえ、中央建設業審議会、「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」その他の各種関係委員会等において必要な提言・要望を行うとともに、会員企業に情報提供を行う。

特に、道路除雪業務の体制維持に関する課題や、社会資本の大規模更新時代に向けた維持管理業務に係る契約及び実施上の課題などについて、同懇談会の維持管理部会等において上記取組を行う。

また、令和4年から始まる、賃上げ実施企業を加点する総合評価方式や事業加速円滑化国債など新たな入札契約に係る施策について調査・分析し、必要に応じて関係機関に対し提言・要望を行う。

② 生産性の向上

国の政策によりDX（デジタルトランスフォーメーション）や i-Construction の取組が加速する中、ICT施工、BIM/CIM、遠隔臨場、工事情報共有システム（ASP）などインフラ分野のDXやコンクリート構造物のプレキャスト化などの生産性向上策に関する最新情報の収集に努め、会員企業等に適宜情報提供を行う。

特に、ICT活用工事については、会員企業が取り組みやすい環境が整備されるよう、積算、人材育成や設備投資の負担等の課題の解決及び

小規模工事への導入拡大に向け、国土交通省の関係委員会などにおいて提言・要望を行う。

また、BIM/CIMの普及・活用についても、関係委員会に参画の上情報収集に努めるとともに、課題を把握・整理し、必要な提言・要望を行う。

さらに、DX、ICT、BIM/CIM等最先端技術について、新3K+K（カッコいい）の重点的アピールポイントとして、担い手確保の場面等での活用を検討・提言する。

③ 建設技術者の技術力向上

建設技術者の技術力向上のため、建設工事の施工現場における生産性や品質の向上及び安全の確保等に資する様々な工夫・改善事例等を募集し、優れた事例を選定の上、「技術研究発表会」を開催し、特に優秀な事例について発表・顕彰するとともに、ホームページやマスコミ等を通じて建設業界の取組について広く情報発信する。

(3) 会員企業の経営改善に資する諸施策の強化

① 税制・金融等を活用した経営改善のための取組

都道府県建設業協会等から意見集約し、租税特別措置の改正・延長や運用・手続の改善等について、政府・関係機関に対して提言・要望を行う。

また、令和5年10月に導入が予定されているインボイス制度など、税制・金融等の各種施策の動向について情報収集に努め、各都道府県建

設業協会及び会員企業に情報提供を行う。

さらに、地域建設企業の事業承継について、各種支援施策等の情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行うとともに、関係機関に対して必要に応じ提言・要望を行う。

② 各種手続や請負契約などのデジタル化への対応

政府が進めるDXの動きに的確に対応するため、建設業許可や経営事項審査など各種法令や要領に基づく手続のほか、請負契約や建設業退職金共済制度などの電子化に関する情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に適宜情報提供を行う。

③ 環境・安全関係法令への対応、残土等建設副産物の適正処理等への取組

環境・安全関係法令、建設副産物適正処理の施策等の動向を注視し、関連委員会等に参画して情報収集に努めるとともに、関係機関に対して必要な提言・要望を行う。

特に、令和4年4月に施行されたプラスチック新法について、会員企業への影響等を注視し、各都道府県建設業協会及び会員企業に適宜情報提供を行う。

また、建設廃棄物の適正処理を推進するため、会員企業等を対象に講習会を実施する。

さらに、令和4年度に予定される危険な盛土造成等を規制する新たな法制度について、情報収集に努めるとともに、必要に応じて関係機関に対し適宜提言・要望を行う。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、引き続き、「建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」(国土交通省通知)及び全建の「地域建設業における建設現場の新型コロナウイルス感染症対策の実践」に基づき、適切な予防対策を講じるよう、各都道府県建設業協会及び会員企業に対し、これらの周知徹底に努めるとともに、必要に応じて新たな対策や留意事項などを同実践に付加する。

また、入札契約や現場施工に関し、感染防止対策やこれに係る費用計上、感染者等発生時の工期変更などの適切かつ円滑な運用に向け、国土交通省と連携した取組を行うとともに、必要に応じ適宜提言・要望を行う。

4. 建設業における社会的責任への取組

(1) 災害対応に係る諸課題への取組

応急復旧活動に携わった都道府県建設業協会及び会員企業から情報収集を行い、その活動実施に当たって顕在化した諸課題を整理し、関係機関に対して提言・要望を行う。

特に、発注者との災害協定については、各都道府県建設業協会における締結状況及び協定書の記載内容を調査し、協定書に記載すべき項目、二次災害に対する補償制度の導入等について検討・提言を行う。

また、リモートシステムを活用した都道府県建設業協会との災害時の連絡体制の定着を図るとともに、一層の連携体制に努める。

さらに、指定公共機関としての役割を果たすため、防災業務計画に基づき、関係行政機関及び各都道府県建設業協会との連絡体制の点検・強化に努めるとともに、現事務所が被災した場合の代替拠点における通信・連絡手段についても、引き続き点検・訓練を実施する。

加えて、地域建設企業における事業継続計画（BCP）の策定・見直しを支援するほか、自然災害の「不可抗力」により生じた工事目的物の損害額の受注者負担の撤廃について提言・要望を行う。

（２）SDGs 経営への取組

地域建設業におけるSDGs（持続可能な開発目標）経営への取組を支援するため、全建において本年3月に策定した「地域建設業SDGs経営指針」に基づき、全建ジャーナルその他各種メディアを通じた発信、相談窓口の設置等により、会員企業におけるSDGsの理解促進と取組への意識醸成を図るとともに、各都道府県建設業協会が行うSDGsの取組を支援する。

また、政府が2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」を目標として掲げたことを踏まえ、SDGsの大きな柱である脱炭素社会の構築に向けた技術開発や実用化の動向等について情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行う。

（３）CSRの推進とコンプライアンスの徹底

社会的責任を果たし、コンプライアンスに則った事業活動を行うため、引き続き全建の「建設企業（団体）行動憲章」の周知を図るとともに、建

設業適正取引推進機構など関係団体と連携し、必要に応じて研修会等を開催する。

また、法令順守、地域社会への貢献等建設業が果たすべき役割と重要性を再認識するため、全建ジャーナル、ポスター等を活用してCSR活動の推進を図る。

(4) 社会貢献活動の推進

各都道府県建設業協会や会員企業が行っている社会貢献活動を推進するため、「建設業社会貢献活動推進月間中央行事」を開催し、優れた事例を顕彰するとともに、優秀な活動事例を取りまとめ、各都道府県建設業協会と連携し、イベント等で配布するなど広く啓発・広報する。

5. 戦略的広報の推進

(1) 「新3K+Kの建設業」等の積極的な広報活動の推進

全建の事業活動や各種アンケート調査結果については、全建ジャーナルやホームページへの掲載のほか、建設専門紙等への積極的なプレスリリースにより、タイムリーな情報発信を行う。

また、行政が主催する「利根川水系連合・総合水防演習」、「子ども霞が関見学デー」、「防災推進国民大会」などの各種イベントに参加・出展し、パネルや映像等を使って建設業の役割や魅力を分かりやすく紹介し、地域建設業に対する理解の促進を図る。

特に、災害発生時の復旧支援活動については、「地域の守り手」として

最前線で安全・安心の確保を担う地域建設業の姿を広く社会に周知することで、建設業が新3K（給与・休暇・希望）に「かっこいい」を加えた4Kの業界として、一般市民や学生、子ども等、国民各層に認知されるよう、政府・関係機関や業界団体、各種メディアと幅広く連携して広報活動を推進する。

（2）広報体制の充実・強化

全建の情報発信ツールである全建ジャーナルやホームページの充実・強化を図る。

全建ジャーナルについては、建設業界の課題や関係省庁の施策、企業経営の改善に関する記事はもとより、各都道府県建設業協会や会員企業が行っている様々な社会貢献や広報に関する取組事例を積極的に紹介することで、地域建設業全体の広報力の強化を図る。

また、ホームページについては、閲覧者との情報のやり取りを暗号化（SSL化）し、悪意の第三者によるなりすましやデータの盗聴、改ざんを防ぎ、セキュリティーの向上を図る。

6. その他の事業・行事の開催

（1）建設関係功労者表彰

全建表彰規程・基準に基づき、建設業の振興・発展に貢献された全建役員・会員企業に対し表彰を行う。

(2) 慰霊法要等の実施

建設現場等において不慮の災禍に遭われ殉職した方々の御霊を供養するため、増上寺境内にある土木建築殉職者慰霊塔において、慰霊法要を執り行う。

(3) 各種報告書・出版物の刊行

「地域建設業SDGs経営指針」等各事業活動での成果を、報告書又は出版物として取りまとめ、広く会員その他に配布・販売する。

(4) 経営者層の研鑽のための建設工事・施設見学会の開催

経営者層の技術の研鑽を深めるため、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、最先端技術が導入された建造物等を対象に建設工事・施設見学会を実施する。

(5) 関係機関、諸団体等との意見交換・情報交換の実施

建設業界が抱える諸問題や国の政策課題等について適切に対応するため、引き続きリモートでの対応も含め、関係機関、諸団体等と積極的に意見交換・情報交換を行い、連携強化を図る。

(6) その他

今後の情勢を踏まえ、必要な場合にその他所要の事業、行事等を実施する。

